

新生児特別定額給付金事業



新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、令和2年4月28日以降に出生した児童を養育する保護者に対し、給付金を支給するもの。

1 支給対象者

- 北上市内に住所があり、次のいずれにも該当する者
- ① 令和2年4月28日から令和3年3月31日までに出生した児童の母または父であること
 - ② 対象児童を養育しており、かつ同一の世帯に属していること
 - ③ 対象児童の出生時から申請時まで継続して北上市に住民登録をしていること

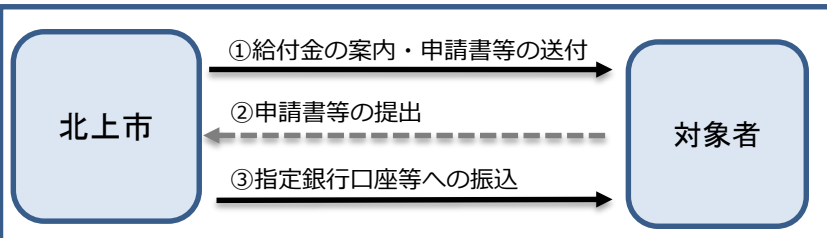
2 支給対象児童数

600人
※参考：令和元年5月から令和2年3月までの出生数584人

3 支給額

対象児童ひとりにつき10万円

4 事業スキーム



- ※① 出生月の翌月に案内等を送付
- ※② 出生の翌月中に申請
- ※③ 申請の翌月に振込

5 費用・市の財政負担

◎ 新型コロナウイルス対策で創設した地方創生臨時交付金の活用が可能

【事務費】 767千円（郵送代、振込手数料、職員手当等）
【補助金】 60,000千円（600人×10万円）

【事業費合計】 60,767千円

6 県内他市の状況

	盛岡	花巻	奥州	一関	宮古	久慈	金ケ崎
対象児	R2.4.28 ～ R3.3.31	R2.4.28 ～ R3.3.31	R2.4.28 ～ R3.3.31	R2.4.28 ～ R3.3.31	R2.4.28 ～ R3.4.1	R2.4.28 ～ R3.4.1	R2.4.28 ～ R3.3.31
支給額	10万円	5万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
担当課	母子健康課	地域福祉課	健康増進課	子育て支援課	総合窓口課	子育て世帯包括支援センター	子育て支援課

7 支給スケジュール

支給までの流れ	誕生月	4月28日～8月末	9月	10月	...	3月
申請書の送付 (市→対象者)		9月上旬	10月上旬	11月上旬	...	4月上旬
申請書の提出 (対象者→市)		9月末まで	10月末まで	11月末まで	...	4月末まで
給付金の支給 (市→対象者)		10月中旬	11月中旬	12月中旬	...	5月中旬